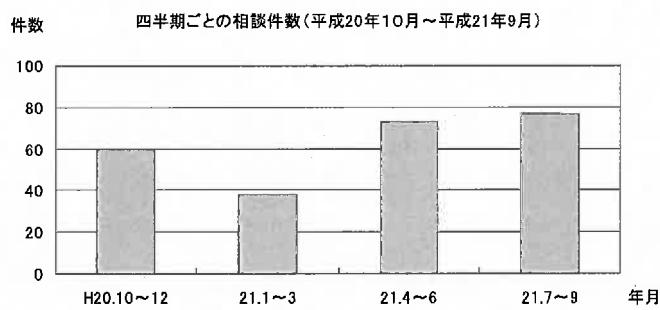
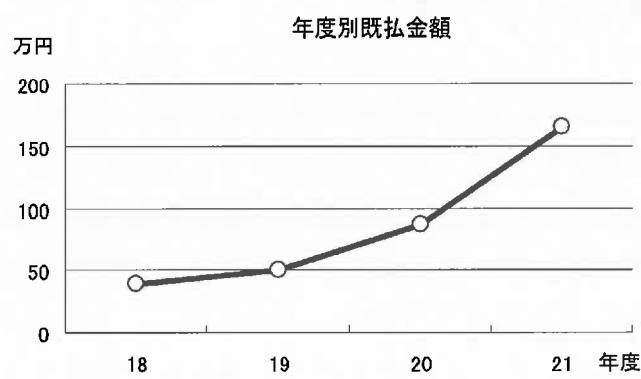


架空請求はがきによる相談が再び増え始めています！

「『日本管理事務局』から『民事訴訟』と書かれたハガキが届いた。そのとき、電話料金を未納にしていたのでその関係だと思った。裁判の取下げ期日が今日までとあったことに驚き、はがきに書かれていた連絡先に電話をした。裁判取下げ料として50万円かかると言われた。その後弁護士と名乗る人から280万円を請求され、貯金をおろして払ってしまった」「『日本生活支援センター』から、『契約不履行につき、契約会社が管轄裁判所に提訴した。身に覚えのない場合も連絡を』と書かれたはがきが届き、身に覚えがなかったので連絡した。そこから紹介された弁護士に連絡すると簡易裁判所への供託金50万円が必要だと言われ振り込んだ。後日その弁護士から簡易裁判所で勝訴したが相手が上告したため、地方裁判所への供託金140万円を振り込むように言われた。取り急ぎ90万円を振り込んだ。」

どこからか入手した名簿をもとにアトランダムにハガキを送り、金銭をだましとするというこの手口は数年前から横行していましたが、トラブル防止を呼びかけた結果、相談件数は減少していました。しかし、ここ1年で再び増加傾向となり、今年度の相談者が払ってしまった金額は過去4年間で最も高額となっています。最近では公的機関によく似た名称や行政からの許認可団体であるかのように名乗るケースが増えています。そして、消費者に電話で連絡させた上で、言葉巧みに不安をあおり、これ以上関わりたくないという心理につけ込み現金を要求するという非常に悪質なものです。身に覚えがなければ決して連絡してはいけません。本当に裁判所からの通知かどうか確かめるには、はがきに書かれた連絡先ではなく裁判所へ直接尋ねることが肝要です。請求のはがきは念のために保管しておいてください。国民生活センターでは架空請求に関する相談の多い事業者名を公表していますのでインターネットなどで確認してください。

県民生活相談センターでは、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などのトラブルをはじめ、消費生活に関する相談を月曜日から金曜日まで電話または面接で受け付けています。電話番号は058-277-1003です。土曜日は電話相談のみ受け付けています。



H 2 2 . 2 . 2 5 岐阜新聞掲載